

人手・人材不足で賃上げをお考えの事業主の方へ

賃上げで従業員の笑顔もアップ!!



補助率
2/3

最大

300万円
(50円コース)

500万円
(100円コース)

大幅増額

賃金アップ環境整備応援補助金

【第四次募集】のご案内

事業所内の最低賃金アップに取り組む企業の生産性向上や業務改善につながる取組を支援します！



事業所

事業所内で一番低い
**賃金の
引上げ**



生産性向上、労働能率増進につながる
設備投資・業務改善
(機械設備、経営コンサルティング、
人材育成・教育訓練 等)



県

設備投資等にかかった
**費用の2/3
を補助**

※申請前にすでに賃金の引上げを行っている場合は対象となりませんのでご注意ください。

■ 補助対象事業

最低賃金引上げ計画を策定の上、生産性向上、労働能率の増進等にかかる取組を実施し、賃金アップを実現した場合、設備投資、人材育成・教育訓練等の取組に要した費用を補助します。

【設備投資・業務改善の例】

- ✓ セルフレジ・POSレジの導入で生産性向上
- ✓ 外部の接客研修でサービス・回転率向上
- ✓ 在庫管理システムの導入で業務改善
- ✓ 専門家アドバイスによる業務のマニュアル化、見える化
- ✓ データ整理、システム化による業務の効率化

賃金アップした労働者数に
応じて補助金額もアップ!!



第四次募集

☺ 事業所人数の上限がなくなりました。 ⇨ 大きな事業所も申請可能に！

の特色!!

☺ 申請代行経費も補助対象になりました。 ⇨ フロに申請手続きを任せて安心！

■ 補助対象者

次のすべての要件を満たす事業者が対象です。

- 鳥取県内に事業所を有する中小事業者の方（個人事業主や福祉法人等も対象です。）
- 「業務改善助成金」の対象外かつ事業場内最低賃金が1,100円以下（※）であること
- 事業実施の取組効果が期待でき、賃金引上げ、事業費等の関係書類の提出ができること

鳥取労働局HP

※現在の事業場内最低賃金が854円～904円(10月5日以降は900円～950円)の事業所は、厚生労働省(鳥取労働局)が実施する「業務改善助成金」の対象となります。詳しくは鳥取労働局までお問い合わせください。



■ 申請受付期限

令和5年12月31日(日) (事業完了：令和6年2月29日(木)、実績報告：令和6年3月15日(金))

本補助金の活用を検討される場合には、お早めにご申請ください。

鳥取県 賃金アップ 検索



◆鳥取県ホームページに掲載の募集要領で詳細を必ずご確認ください。

虚偽申請・不正受給は絶対に許しません！不正が疑われる場合はすぐに警察に相談します



【申請・お問合せ】商工労働部雇用人材局 雇用・働き方政策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 本庁舎7階

令和5年9月作成

鳥取県

☎ 0857-26-7536 FAX 0857-26-8169 ✉ kyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp